

令和7年第4回定例会 一般会計予算決算常任委員会
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和7年12月10日(水) 午後1時20分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第11号)
- 4 出席委員(7名)

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡辺 昌君 | 2番 長谷川 孝君 |
| 3番 川村 敏晴君 | 4番 大滝 国吉君 |
| 5番 山田 勉君 | 6番 上村 正朗君 |
| 7番 鈴木 一之君 | |
- 5 欠席委員(なし)
- 6 地方自治法第105条による出席者

議長 三田 敏秋君
- 7 分科会委員外議員

一般会計予算決算常任委員会 副委員長 高田 晃君
- 8 説明のため出席した者

| | |
|-----------------|---------|
| 副 市 長 | 大滝 敏文君 |
| 政 策 監 | 須賀 光利君 |
| 税 務 課 長 | 永田 満君 |
| 同課収納対策室長 | 石田 百合子君 |
| 同課市民税室長 | 鈴木 孝志君 |
| 同課資産税室長 | 小林 精司君 |
| 市 民 課 長 | 小川 一幸君 |
| 同課市民年金室長 | 鈴木 恵美君 |
| 同課生活人権室長 | 浅野 宏君 |
| 同課自治振興室長 | 石田 浩二君 |
| 環 境 課 長 | 大滝 誓生君 |
| 同 課 参 事 | 立花 強君 |
| 同課生活環境室長 | 宮村 勉君 |
| 同課生活環境室係長 | 中山 幸代君 |
| 同課環境政策室長 | 本間 陽子君 |
| 同課環境政策室係長 | 志田 俊輔君 |
| 保 健 医 療 課 長 | 押切 和美君 |
| 同 課 国 保 室 長 | 林 洋一君 |
| 同 課 国 保 室 副 参 事 | 渡邊 智雄君 |
| 同課健康医療政策室長 | 船山 幸文君 |
| 同課健康医療政策室係長 | 大滝 磨子君 |
| 同課健康サポート室長 | 中川 紀子君 |
| 同課健康サポート室主幹 | 東海林 清美君 |
| 同課健康サポート室主幹 | 田嶋 真理子君 |
| 介 護 高 齢 課 長 | 土田 孝君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中 加代子君 |

| | |
|-------------|-------|
| 同課介護保険室長 | 瀬賀由香君 |
| 同課介護保険室係長 | 石山寛子君 |
| 福祉課長 | 太田秀哉君 |
| 同課福祉政策室係長 | 菅井洋子君 |
| こども課長 | 高橋朗君 |
| 同課子育て政策室長 | 長谷部淳君 |
| 同課子育て政策室副参事 | 渡辺悟君 |
| 同課子育て支援室長 | 小野由香君 |
| 同課子育て支援室副参事 | 菅井学君 |
| 同課子育て支援室副参事 | 志田真弓君 |
| 同課子育て支援室係長 | 高橋洋樹君 |

9 議会事務局職員

| | |
|----|-------|
| 局長 | 内山治夫 |
| 書記 | 山田ひろみ |

(午後 1時20分)

分科会長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第180号のうち市民厚生分科会所管分について審査した後、議第180号のうち市民厚生分科会所管分について賛否態度の取りまとめを行う。

日程第1 議第180号 令和7年度村上市一般会計補正予算(第11号)のうち市民厚生分科会所管分を議題とし、担当課長(税務課長 永田 満君、市民課長 小川一幸君、環境課長 大滝誓生君、保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 土田 孝君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 高橋 朗君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 それでは、説明いたします。15款1項1目、説明欄1から3につきましては額の確定によるものとなります。

福祉 課長 続きまして、説明欄4、障害者自立支援給付費負担金ですが、障害福祉サービス費等に係る国庫負担金となります。続きまして、説明欄5につきまして、こちらは障害児の通所サービス負担金につきまして、同じく放課後等デイサービスなどの給付費に係る国庫負担金となります。

こども課長 2節児童福祉費負担金、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金165万2,000円の増額ですが、令和8年3月から村上幼稚園が施設型給付を受ける施設に移行するための国の負担金となります。説明欄2、子育てのための施設等利用給付費負担金528万1,000円の減額ですが、同じく令和8年3月から村上幼稚園が施設型給付に移行すること、また施設等利用給付の対象となる利用入園者が見込みよりも少なかったことによる国の負担金の減額となります。

- 市民 課長 続きますして、15款2項1目1節総務管理費補助金の説明欄の2、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、戸籍の氏名の振り仮名の法制化に係る補助金で、会計年度任用職員の人件費など、事務経費分296万3,000円とシステム改修経費の81万4,000円を合わせた補助金の額です。また、説明欄の3、個人番号カード交付事務補助金は、マイナンバーカード交付事務に係る会計年度任用職員の人件費の増額に伴う補助金の増額分です。
- 介護高齢課長 続きますして、2目1節、説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金44万3,000円の減につきましては、人件費の調整によるものであります。
- こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金25万の増額ですが、補助対象経費である子育て支援センターの会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額となります。説明欄2、就学前教育・保育施設整備交付金1億1,300万円の減額ですが、統合保育園建設が延期になったことにより補助金を取り下げるものとなります。
- 市民 課長 15款3項2目1節社会福祉費委託金の説明欄の1、国民年金事務費交付金は、令和7年度税制改正に伴う国民年金システム改修の経費に係る委託金であります。

第16款 県支出金

(説明)

- 保健医療課長 16款1項1目、説明欄1から4につきましては額の確定による減額となります。
- 福祉 課長 続きますして、説明欄5並びに6につきましては、先ほど国庫負担金にて触れました障害者の自立支援並びに障害児通所サービス費負担金の県負担金となります。
- こども課長 2節児童福祉費負担金、説明欄1及び説明欄2は国と同様の理由によるものになります。
- 介護高齢課長 続きますして、2項2目1節、説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金22万3,000円の減につきましては、人件費の調整によるものであります。
- こども課長 2節児童福祉費補助金、説明欄1、施設型給付費地方単独費用補助金58万円の増額ですが、こちらも令和8年3月からの村上幼稚園が施設型給付を受ける施設に移行するための県の補助金となります。説明欄2、重層的支援体制整備事業交付金25万の増額ですが、補助対象経費である子育て支援センターの会計年度任用職員の報酬改定に伴う増額となります。

第19款 繰入金

(説明)

- 介護高齢課長 続きますして、13ページ、14ページに移ります。19款1項1目1節特別会計繰入金、説明欄1、介護保険特別会計繰入金26万6,000円の減につきましては、人件費の調整によるものであります。歳入の説明は以上でございます。

歳入

第15款 国庫支出金

(質疑)

- 長谷川 孝 ここでこども課の村上幼稚園の地域型に移行するとかという説明だったのですけれども、もう少し詳しく、どのような形に、今までと違ってどういうふうになるのかというのを教えてください。

子育て支援室長 このたびの村上幼稚園の施設型給付を受ける施設としての移行についてですが、まずは子ども・子育て支援制度ということで、社会全体で子供たちの育ちと子育てを支援することを目的として設けられた制度になるのですが、その制度の一つとして、保育や教育の利用に対する給付制度が平成27年度から設けられました。この制度に村上幼稚園が幼稚園としてそのまま移行する、平成27年当時の新制度に移行するというものになります。

長谷川 孝 かえて分らない。
こども課長 これまで幼稚園として運営してきたのですが、今室長のほうから話ありましてとおり、子ども・子育て支援法という新しい法律ができたわけなのですが、本来そこに移行していただくような形だったのですが、これまで村上幼稚園につきましては旧法といいますか、昔の制度のままでいました。なので、県の補助金だけを頼りに運営してきたのですが、今後国・県・市から補助をもらって運営するような形になります。ただ、当然そうすると市の意向といいますか、その辺、入園に関してもうちのほうの意向に沿っていただくような形になるような制度となります。

上村 正朗 では、今の絡みで、だから今までの村上市の財源が変わって恐らく充実するのかなと思うのですが、今どういう制度を使ってどのくらいで、新しくなるとどのくらいになるのかという、その辺をちょっと教えていただければと思いますが。

こども課長 県と私学助成のほうについては、うちのほうではちょっと把握はしていなかったです。

上村 正朗 では、そこはいいのですが、平成27年度からの制度に移行した場合、年間でもいいのですが、どのくらいの収入になるのか。

子育て支援室長 新しい制度に移行しますと、村上市からの支出といたしましては、これまで2,800万円ほどの支出であったものが今後は5,700万円の支出になります。ただし、そこからこれまで旧制度で支給されていた私学助成の入が施設にとっては減額となるというような考え方になります。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出

第2款 総務費

(説 明)

市民 課長 それでは、令和7年度村上市一般会計補正予算(第11号)の17ページ、18ページを御覧ください。最初、中段になりますが、2款1項9目の説明欄の1、交通安全対策一般経費は、交通安全専門指導員の人件費の増額です。同じく説明欄の2、交通安全対策費職員人件費は、生活人権室職員の人事異動及び給与の引上げなどに伴う人件費の増額になります。

福祉 課長 次のほうになりますが、消費者行政経費をお願いします。こちらのほうにつきまし

ては、説明欄 1 で消費者行政経費25万5,000円につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に係る経費でございます。

市民 課長 19ページ、20ページの上段を御覧ください。2款1項13目、説明欄の1、地域コミュニティセンター施設管理経費は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う経費の増額です。

税務 課長 その下になります。2款2項1目税務総務費の説明欄の1、税務総務費経費は、会計年度任用職員の人件費につきまして、報酬単価の改定等により、増額補正するものです。その下になります。説明欄の2、税務総務費職員人件費につきましては、人事異動及び給与改定に伴う人件費の調整によるものです。

市民 課長 2款3項1目、説明欄の1、マイナンバーカード交付事務経費は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う経費の増額です。同じく説明欄の2、戸籍住民基本台帳費職員人件費は、市民年金室職員等の人事異動及び給与の引上げなどに伴う人件費の増額になっております。

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長 ここで21ページ、22ページの3款のほうよろしいでしょうか。22ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費になります。こちら、福祉総合相談事業経費35万3,000円ですが、会計年度任用職員の報酬改定に係る経費となります。続きまして、説明欄2、障害福祉一般経費61万3,000円につきましても同様となります。説明欄3、障害者自立支援経費1億3,928万3,000円につきましては、歳入でも触れましたが、障害福祉サービスの提供に係る給付費となりまして、主には令和6年度並びに7年度に実施されましたサービス事業の報酬改定に伴う増と新たな事業開設に伴う増が主な要因となります。

保健医療課長 続きまして、説明欄4につきましては額の確定による減額となります。

福祉 課長 説明欄5につきまして、社会福祉総務費職員人件費につきましては、人事異動等に伴う職員人件費の調整となります。

介護高齢課長 続きまして、3目、説明欄1、介護予防サービス計画経費57万2,000円につきましては、人件費の調整によるものであります。

保健医療課長 説明欄2につきましても額の確定による減額となります。

介護高齢課長 続きまして、説明欄3、介護保険特別会計繰出金366万5,000円につきましては、過年度事業費の精算及び人件費の調整に要する市の負担分になります。続きまして、説明欄4から説明欄6につきましては、人件費の調整に伴うものであります。ページを移りまして、25ページ、26ページを御覧いただきたいと思っております。3款1項4目12節委託料でございます。説明欄1、老人福祉センターあかまつ荘経費3万3,000円の減につきましては、照明設備LED化業務委託において、現地調査及び設計時に施工内容に変更が生じたためによるものです。説明欄2、老人介護施設経費325万6,000円につきましては、指定管理をしておりますデイサービスセンター6施設のエネルギー価格の高騰による影響額334万4,000円を指定管理料に追加するもの及び照明設備LED化業務委託において、現地調査及び設計時に施工内容に変更が生じたため、8万8,000円を減額するものであります。

市民 課長 それでは、続きまして、3款1項5目、説明欄の1、国民年金事務経費は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う経費の増額と、先ほど歳入で説明させていただきまし

たが、令和7年度税制改正に伴う国民年金システム改修経費です。なお、システム改修経費の補助率につきましては10分の10であります。同じく説明欄の2、国民年金事務費職員人件費は、市民年金室の国民年金担当職員の給与の引上げなどに伴う人件費の増額になります。

こども課長

2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費及び説明欄2、ことばとこころの相談室経費は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う人件費の増額となります。説明欄3、こども家庭センター事業経費76万8,000円の増額ですが、会計年度任用職員の報酬改定と支援が必要な世帯への育児・家事援助委託料が当初の見込みより利用が多くなっていることから増額するものです。説明欄4、児童福祉総務費職員人件費は省略いたします。27、28ページを御覧になってください。説明欄5、ことばとこころの相談室職員人件費についても説明は省略いたします。3目児童措置費、説明欄1、保育園運営経費283万8,000円の増額ですが、環境課で契約している照明設備LED化業務委託の全体の調整に伴う保育園分の減額と工事請負費303万6,000円は、瀬波保育園の1歳児室の空調が老朽化により故障したことから取替え工事を行うものです。説明欄2、統合保育園整備事業経費1億8,789万円の減額ですが、歳入でも御説明したとおり、統合保育園建設が延期になったことにより、関連の工事費補助金を減額するとともに、新たな整備運営事業者を選定し、事業の進捗管理を行うための審議会の委員報酬等を計上したものです。説明欄3、子育て支援センター事業経費は、会計年度任用職員の報酬改定に伴う人件費の増額です。説明欄4、子育てのための施設等利用給付費1,056万3,000円の減額ですが、歳入でも御説明いたしましたが、令和8年3月から村上幼稚園が施設型給付に移行することと施設等利用給付の対象となる入園者が見込みよりも少なかったことによる減額となります。説明欄5、私立幼稚園運営経費462万9,000円の増額ですが、令和8年3月から村上幼稚園が施設型給付を受ける施設に移行するための費用を計上したものです。説明欄6、児童手当支給経費32万4,000円の増額ですが、令和6年度の児童手当制度拡充に係る事務費に対する国庫補助金について、実績報告により返還が生じたため計上したものです。説明欄7、説明欄8の人件費は省略いたします。29ページ、30ページを御覧になってください。4目学童保育費、説明欄1、学童保育経費44万の増額ですが、電気料及び上下水道料が当初の見込みより増えたことから増額するものとなっております。5目児童福祉施設費、説明欄1、子育て支援拠点施設経費54万の増額ですが、同じく電気料及び上下水道料が当初の見込みより増えたことから増額するものとなっております。

福祉 課長

続きまして、3款3項1目生活保護総務費、説明欄1、生活保護経費17万円につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に係る経費でございます。続きまして、説明欄2、生活保護総務費職員人件費につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整です。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長

4款1項1目、説明欄1につきましては額の確定による返還金となります。説明欄2につきましては、会計年度任用職員の報酬改定に伴う補正となります。次のページになります。説明欄5となりますけれども、こちらは人事異動や給与の改定による調整となります。2目になりますけれども、説明欄1につきましては、会計年度

任用職員の報酬単価の改定に伴うものとなります。説明欄2、説明欄3につきましては額の確定によるものとなります。説明欄4につきましては、人事異動や職員の給与改定による調整となります。

環境 課長

続きまして、3目環境衛生費の説明欄1、環境衛生費職員人件費は、給与改定及び人事異動等に伴う調整となります。続きまして、33ページ、34ページを御覧ください。4目火葬場運営費の説明欄1、火葬場運営経費につきましては、電気料金等エネルギー価格高騰に伴う影響額を計上しております。次に、2項清掃費、1目清掃総務費の説明欄1、清掃総務費職員人件費につきましては、給与改定及び人事異動等に伴う調整となります。次に、3目し尿処理費の説明欄1、し尿収集経費は、会計年度任用職員の報酬改定等に伴う調整となります。説明欄の2、し尿処理施設管理運営経費は、電気料金の価格高騰に伴う影響額を計上しております。以上となります。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(説明)

税務 課長

それでは、6ページに戻っていただきたいと思います。第3表、債務負担行為補正の表の3行目の納税帳票印刷等業務委託料ですが、これは来年度、令和8年度分の市民税及び軽自動車税の納税通知書などの帳票を印刷、封入する業務を委託するためのものです。業務委託を行うに当たりまして、システムの標準化に伴う帳票の様式の変更もありまして、3月までに事前にテストデータの作成、チェック等の作業を行う必要があることから、新年度に入ってから契約では通知期限に間に合わないと判断いたしまして、債務負担行為の補正をお願いするものです。

こども課長

続きまして、4行目、保育士派遣手数料は、派遣保育所も含めて保育士確保に努めているところであり、来年4月1日からの派遣保育士の受入れ手続をスムーズに進めるために債務負担行為を設定するものでございます。5行目、保育園職員庁内細菌検査業務委託料は、令和8年度の契約を令和7年度中に締結することから債務負担行為を行うものです。2の廃止についてですが、1行目、就学前教育・保育施設整備補助金及び2行目、統合保育園木造木質化推進事業補助金は、歳入歳出で御説明しましたとおり、統合保育園建設が延期になったことにより、7年度中の工事着工が困難となったことから翌年度交付予定の関連補助金を廃止するものでございます。以上です。

歳出

第2款 総務費

(質疑)

渡辺 昌

18ページの交通安全対策費の交通安全専門指導員報酬という、これは人数が足りなかったところに新しい人が見つかったということですか。

市民 課長

この専門指導員につきましては、1名採用しておりまして、その方の人件費ということになります。

渡辺 昌

いわゆる交通指導員とは違うわけですね。どういう関係になるのですか、交通指導員とは。

市民 課長

交通指導員につきましては、各地区から数名の方をお願いしてまして、1回当たり4,000円の礼賃ということでさせていただいていますが、この交通安全専門指導員

につきましては、村上市内の例えば保育園の交通安全教室とか、そちらのほうの指導等に出てもらっていたり、あとは交通安全の関係で地域とか現場に出て指導、そして啓発を行ってもらっている方です。

渡辺 昌
市民 課長

今までその役職はあったけれども、いなかったのが見つかったということですか。いいえ。交通指導専門員につきましては、今までもお一人、こちらのほうで採用させていただいておりました。その方の報酬改定によつての増額というふうな形。大変申し訳ないです。すみませんでした。

渡辺 昌

マイナンバーカード事務経費なのですけれども、この間も保険証の関係で大分大きいニュースになっていたのですけれども、マイナンバーカードの交付率と保険証につないである割合というの今分かったら教えてください。

市民 課長

すみませんが、市民課のほうでは、マイナンバーカードの人口に対する保有率というか、交付率、そちらのほうを把握しております。本年、令和7年11月末現在で82.9%になっております。

保健医療課長

保健医療課からは、保険証の登録率について説明します。令和7年の10月現在で国民健康保険加入者は78.65%の方が登録しておりますし、後期高齢者医療保険加入の方は、令和7年の7月現在となりますけれども、登録率は74.14%となっております。

第3款 民生費

(質 疑)

渡辺 昌

22ページが一番下の障害者自立支援経費のところ、障害福祉サービス費、新しいサービスが始まったという説明だったと思うのですけれども、中身教えてください。サービス内容につきましては、従来どおりとなっておりますが、令和6年度、7年度にかけまして福祉介護職員の処遇改善の加算がありまして、そちらで報酬改定がございました。特に報酬改定、令和7年度の部分は2%のベースアップということで、事業所の職員が受け取る給与のアップ分が加算されたということで、今回そこを再算定して入っております。また、新しく令和6年度から7年度にかけて市内の就労支援事業所が増えまして、B型が2か所、A型が1か所増えた関係で、その利用者数の伸びによって、今年度増額となったということになります。

渡辺 昌

福祉 課長

今、後半の部分の金額も分かりますか。

これ、計算がちょっと複雑になるので、単純には出せない部分があるのですけれども、一応今回の補正要求額から単純計算で報酬改定による影響額を引いた残り、利用者の増とか、事業所の増に伴う利用者の増が主になるのですが、それが約4,546万円というふうになります。

鈴木分科会長

30ページであります。その中で生活保護経費、福祉課の状況なのですが、現在のこういう社会状況も含めまして、今の申請状況等も含めて現状はいかがでしょう。

福祉 課長

生活保護を利用されている総世帯数につきましては、令和5年度をピークに減少傾向にございます。今現在は、450件程度となっております。ただし、申請件数につきましては、ほぼ横ばい。減になる大きな要素は、単身高齢者の死亡に伴う減少が非常に高くなっておりまして、世帯数としては減少というふうになっております。

第4款 衛生費

(質 疑)

上村 正朗

それでは、33ページ、34ページの上、火葬場運営費、細かい話なのですけれども、

- 指定管理料の増額ということでエネルギー価格高騰によるものだったということだったと思うのですが、毎年何か今の時期でしょうか。
- 生活環境室長 そのとおり、毎年この12月補正で指定管理料の増減をさせていただいているところでございます。
- 上村 正朗 ほかの課のことは、もちろん分からないと思いますが、介護高齢課のあかまつ荘とか、9月補正ぐらいで何かやるような気が、エネルギー価格高騰による指定管理料の見直しでもうちょっと早い感じでなかったかなと思うのですが、何かほかの課に比べてちょっと火葬場の指定管理料が遅いのかなという気がしていたので、介護高齢課に振って申し訳ないですけれども。
- 介護高齢課長 先ほど御説明申し上げましたけれども、デイサービスにつきましては今回指定管理料の増額ということで計上させていただいております、エネルギー高騰につきましては今の時期に補正をさせていただいているものと思っております。
- 上村 正朗 了解しました。
- 長谷川 孝 今回の火葬場の指定管理料のことでちょっと聞きたいことあるので、教えてもらえますか。金が高騰していて、中には、自治体によっては何か、言葉は変だけれども、それを回収して何千万になったとかというの報道されているのですけれども、村上市では指定管理者に対して、入れ歯等で金とかを回収するような、そういうようなやり方しているのでしょうか。
- 生活環境室長 今指定管理者のほうでいわゆる残灰については処分してくださいということで業務仕様書にはなっております、今の指定管理者は無料で業者に引き渡していると聞いておりますが、いろいろ業者からも引き合いが今来ている状況もあります。なので、来年度更新時期ですので、そのとき業務仕様書のほうを改めて見直してみたいなというふうに考えておるところです。
- 鈴木分科会長 30ページになりますが、保健医療課長にお伺いいたします。保健衛生費で妊婦のための支援給付等事業経費ということで先ほど来御説明ありましたのですけれども、令和7年度、今年、現在までの妊婦の方の人数、そしてまた出産数というか、年間を通して今現在というか、大体どれぐらいの人数だということでありまして、7年度末、来年の3月いっぱいぐらいの予定の方の人数も合わせてお聞かせいただければと思います。
- 保健医療課長 妊婦の人数につきましては、今把握していないのですけれども、令和7年4月1日出生から令和8年3月31日の予定日、今年度生まれるだろうと思われる出産の数は大体170名前後かなというふうに想定しております。
- 鈴木分科会長 続きまして、その中で不育症とか、なかなかお子さんを求めているも不妊治療とか、そういうような成果というか、大体その辺りで成果があればということでありまして、そのような様子はいかがでしょう。
- 保健医療課長 不妊治療の申請件数は、大体毎年30件台、40弱ぐらい、30から40ぐらいの間で推移しておりますけれども、担当の者に伺うと、妊娠しましたということで、そのときに実際不妊治療の申請を出される方も見受けられるというふうには聞いております。正確に三十何名がその後妊娠したかどうかまでは全部把握していないですけれども、ある程度妊娠して妊娠届を出されているケースも見受けられるというふうに聞いております。
- 鈴木分科会長 年間の出生数というか、それはやはり200人以上という格好の中ではなかなか今のところはないのかなと思っておりますのですが、その中でも妊娠をということで一生

懸命その辺りをかかりながら、これからこの村上市にも一人でも多くのお子さんが生まれることを願っておりますし、いろいろと今まで関連でありましたのですけれども、生まれた後は子育ての関係でありますし、そしてその後はやっぱり保育園の入園とか、そちらのほうに結びついていくわけでありますので、今なかなか産休産後のフォローもしながら、新発田まで行って分娩というような状況でありますのですが、何とかその辺りをつなぎながら、この村上市の子供さんの誕生も含めてやっていかれるように願う次第でありますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。その辺りも含めて、副市長いかがでしょうか。お願いいたします。

副市長

皆様御承知のとおり、村上市の第3次総合計画で子育て支援を一丁目一番地に掲げ、今幅広く取組を進めているところでございますので、今分科会長がおっしゃった部分について、今後も力を入れていきたいというふうに考えております。

第3条「第3表 債務負担行為補正」

(質疑)

渡辺 昌 第3表のほうで保育士派遣手数料って上がっているのですけれども、人数的にはどのくらい見ているのでしょうか。

こども課長 保育士で7名、看護師で1名で積算しております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、賛否についての発言を終結し、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第180号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午後 2時02分)